

調査の概要

1 調査の目的

全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の対象及び客体

全国の一般病院を利用する患者（外来・入院）を対象として、層化無作為抽出した一般病院（500施設）を利用する患者を調査の客体とした。

ただし、往診、訪問診療等を受けている在宅患者は除いた。

また、外来患者については、通常の外来診療時間内に来院した患者に限ることとした。

3 調査の期日

平成14年10月8日(火)～10日(木)の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日

4 調査事項

外来患者票

病院を選ぶ際の情報、複数の医療機関受診の状況、待ち時間・診察時間、説明の状況、カルテ開示の状況、満足度

入院患者票

病院を選ぶ際の情報、説明の状況、カルテ開示の状況、医師から言われた今後の入院期間、今後の療養、満足度

5 調査の方法

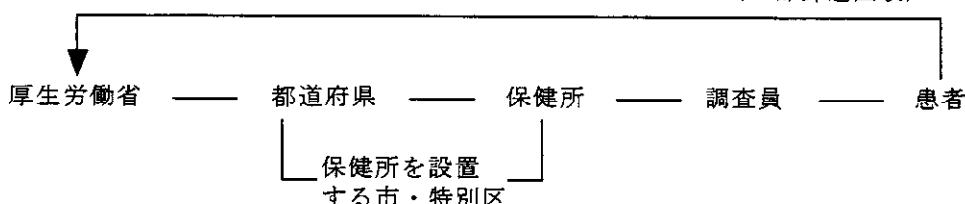
患者への調査票の配布は、外来患者票、入院患者票ともに調査員が行った。

記入は、原則として患者本人の記入方式としたが、記入できない場合については、家族が補助して記入した。

回収は、患者により回収用封筒に密封された調査票を、外来については医療施設に設置された回収箱により、入院については調査員が回収した。なお、郵送回収も可とした。

6 調査の系統

(一部郵送回収)



7 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

この概況は、受療行動調査の単独集計の結果をとりまとめたものである。

今後、厚生労働省「医療施設静態調査」、「患者調査」を用いて全国推計した基本集計及び両調査との関連集計の結果について報告書にて公表することとしている。

なお、病院の表章区分は以下のとおりとした。

・特定機能病院	医療法第4条の2に規定する特定機能病院として厚生労働大臣の承認を得ている病院
・療養病床のみの病院	医療法第7条第2項第4号に規定する病院の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床のみを有する病院
・小病院	特定機能病院、療養病床のみの病院を除いた一般病院で、病床規模が20床～99床の病院
・中病院	特定機能病院、療養病床のみの病院を除いた一般病院で、病床規模が100床～499床の病院
・大病院	特定機能病院、療養病床のみの病院を除いた一般病院で、病床規模が500床以上の病院

概況に用いた有効回答数の状況及び調査実施施設数は次のとおりであった。

調査票配布数、回収数、回収率、有効回答数				
	調査票配布数 (A)	回収数 (B)	回収率(%) (B)/(A)	有効回答数
総数	154, 100	118, 188	76.7	117, 334
外来	103, 308	74, 957	72.6	74, 387
入院	50, 792	43, 231	85.1	42, 947

病院の種類別調査実施施設数、有効回答数

	施設数	有効回答数
総 数	488	117, 334
特定機能病院	30	41, 199
療養病床のみの病院	168	10, 782
小病院	176	18, 467
中病院	85	23, 107
大病院	29	23, 779

【利用上の注意】

- (1) 計数の無い場合は、「-」で表している。
- (2) 概況に掲載の数値は、四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。
- (3) 外来・入院の総数は、厚生労働省「医療施設静態調査」の外来患者延数と在院患者数を用いて推計した患者の構成割合である。
- (4) この概況の数値は、厚生労働省「医療施設静態調査」、「患者調査」を用いて全国推計した基本集計の結果とは異なる場合がある。